

北上浄化センター(消化設備)No.1-3 消化タンク消化汚泥移送管洗浄点検業務委託 特記仕様書

(適用)

第1 この仕様書は、北上浄化センター(消化設備) No.1-3消化タンク消化汚泥移送管洗浄点検業務委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、本仕様書に特に定めない事項については、設計図書及び日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書(最新版)(以下「機械設備工事一般仕様書」という。)を準用するものとする。

(委託業務履行場所)

第2 北上市相去町岩の目地内

(業務内容)

第3 業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 受注者は別紙1 対象設備に定める機器の点検整備を行うものとする。
- (2) 点検整備の内容は別紙2 のとおりとし、報告するものとする。
- (3) 点検整備の実施にあたっては、北上浄化センターの運転に支障のない時期及び方法で実施するものとする。

(提出書類)

第4 受注者の提出する書類は次のとおりとする。

また、本業務委託に係る提出書類の様式については、本契約書及び特記仕様書に定めるもののほか、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書(Ⅲ)に準じることとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 業務計画書 | 3 部 |
| (2) 業務工程表 | 3 部 |
| (3) 業務報告書 | 1 部 |
| (4) 点検記録写真 | 1 部 |
| (5) 作業日報 | 1 部 |
| (6) 業務報告書 電子データ(CD-R 等) | 3 部 |
| (7) その他監督職員が指示したもの | |

(作業の実施)

第5 現場の作業実施に際しては、監督職員の指示により行うこと。

(作業完了の確認)

第6 作業が完了した後に機器の作動に異常のないことを確認して、現場の作業の完了とする。

(機械器具材料等)

第7 点検整備業務に必要な機械器具材料等は全て受注者の負担とする。

(施設の保全)

第8 既設の施設を汚損したときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

(作業完了後の処置)

第9 現場の作業が完了したときは、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分または撤去し、清掃しなければならない。

(安全管理)

第10 受注者は業務の施行にあたり労働安全衛生法及び関係法規等を遵守し、常に細心の注意を払い作業員の安全を図らなければならない。又、事故等が発生した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

(疑義)

第11 本仕様書又は作業内容に疑義が生じたときは、監督職員と協議のうえ取り決めるものとする。

別紙1 【業務対象設備】

北上浄化センター（消化設備）No.1-3 消化タンク消化汚泥移送管洗浄点検業務委託

機器の主な仕様

施 設 名	No.1-3 消化タンク
形 式	亀甲型
タ ン ク 寸 法	φ 13m×液位約 22. 1m
タ ン ク 容 量	約 2, 400m ³
消 化 汚 泥 濃 度	固形物 約 1. 6%
製 造 会 社	株式会社クボタ
槽 数	1 槽
設 置 年 度	平成 13 年度

別紙2 【点検整備内容】

1. 点検整備内容

(1) 外観目視点検

(2) 点検整備

- ・ 錆、腐食の有無確認
- ・ 傷、損傷、摩耗、変形の有無確認
- ・ 固着物、スケール等の除去及び清掃手入れ
- ・ 液漏れ、油脂漏れの有無確認
- ・ 各部ボルト・ナット類の緩み有無確認
- ・ No.1-3消化タンク消化汚泥移送管洗浄

(洗浄範囲は消化汚泥引抜テレスコープ弁ピット～消化タンク棟B1F 伸縮可とう管間とし、洗浄前後の管内状況の撮影を含む)

(3) 各種調整

(4) その他必要な事項

2. 全般的事項

(1) 点検記録（点検記録写真等）

(2) 日常点検への提言等

(3) 次回点検内容及び時期についての提言